

# 「ステラマッカートニー青山」 店舗設計事件

## 平成27年(ワ)第23694号 平成29年(ネ)第10061号

弁理士 津田幸宏

2018/2/21 二弁例会報告

1

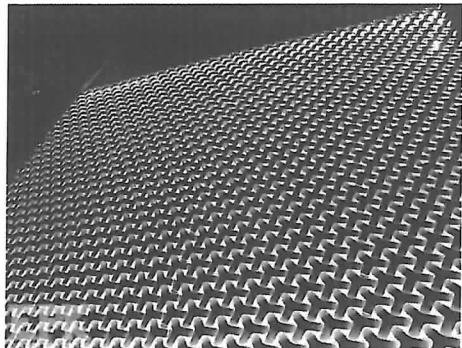
### 書誌事項

- 原告 照井信三建築研究所
- 被告 竹中工務店  
被告 彰国社
- 裁判所 東京地裁民事47部 沖中・村井・廣瀬
- 建築設計等を目的とする原告が、自らが別紙物件目録記載の建物(以下「本件建物」という。)の共同著作者(主位的主張)又は本件建物を二次的著作物とする原著作物の著作者(予備的主張)であるにもかかわらず、  
(1)被告竹中工務店が本件建物の著作者を同被告のみであると表示したことにより、そのように表示された賞を同被告が受賞したこと、  
(2)被告竹中工務店の上記表示を受けて、被告彰国社がそのように表示された書籍を発行・販売してこれを継続していることが、原告の有する著作者人格権(氏名表示権)を侵害する行為であると主張した事案

2018/2/21 二弁例会報告

2

# 対象建築 JCD Design Award 2015準大賞



201

## 経緯

- H24/12 エーエイチアイが竹中工務店に設計建築を依頼
- H25/05 竹中工務店が設計資料を作成
- H25/06 エーエイチアイが原告に外観デザイン監修依頼
- H25/09 原告が図面、立体模型を作成
- H25/09 エーエイチアイ、原告、被告竹中工務店打合せ
- H26/10 本件建物が完成
- H27/06 「DSA 日本空間デザイン賞2015」入選  
(著作者(?)は竹中工務店のみ)
- H27/06 被告彰国社が本件書籍発行  
本件建物の外観写真と「設計/竹中工務店」を掲載
- H27/07 「JCD Design Award2015」準大賞受賞  
本件建物の外観写真と  
「建築設計:竹中工務店 鈴木重則」をHP掲載

## H24/12 エーエイチアイが竹中工務店に設計建築を依頼

- 被告竹中工務店は、平成24年12月、エーエイチアイ(建築主)から本件建物の設計を依頼され、設計担当者(丙)は、同月17日、エーエイチアイと打合せし、「光を纏ったキューブを街に浮かべる」、「ニュートラルでインパクトのある表情を生み出す」というデザインコンセプトに基づき、1階部分をガラス張りとし、2階以上に外装スクリーンを設置することを提案し、イメージ図を記載した同日付け設計資料を提示した。
- 丙は、平成25年5月31日、エーエイチアイ代表取締役(乙)に対し、同日付け設計資料(被告竹中工務店設計資料)及び夜景イメージ図を提示した。  
被告竹中工務店設計資料→1階部分をガラスリブ構法によるガラス張り、2階及びR階にアルミ押出型材横ルーバーを素材とする外装スクリーンを設置、上記素材を「□×25×100 @ 75程度 B-FUE 下地胴縁 StL型鋼 溶融亜鉛めっき」とすること、地階からR階までの各階の平面図、断面図及びその具体的な寸法、昼景のイメージ図等記載。
- 丙は乙から、外装スクリーンについて継続して幅広い提案をするよう求められ、同年6月11日付けで設計資料を作成。外装参考イメージとして、アルミキャストやプロフィリットガラス、ガラスフィルム、光透過コンクリート(i-light)、光透過コンクリート(リトラコン)の各例示。
- 丙は、同年9月13日付け設計資料を作成した。本件建物の外装スクリーンを2層2方向の立体格子構造である格子積みとガラスとすることや、格子の素材の参考としてアルミキャストの例が示されている。

## H25/06 エーエイチアイが原告に外観デザイン監修依頼

- 原告代表者は、平成25年6月、乙から、本件建物の外観デザイン監修の依頼を受け、本件建物の周囲に日本的な要素を感じる建物が少なかったことから、本件建物のファサードを、日本の伝統柄をデザインの源泉とし、一見洗練された現代的なデザインのように見えるが「日本」を暗喩できるものとすることを考えた。
- そして、原告代表者は、乙から被告竹中工務店設計資料を受領し、上記考えの基に、原告設計資料及び原告模型を作成した。
- 原告設計資料及び原告模型は、被告竹中工務店設計資料のうちの外装スクリーンの上部部分のみを変更したものであり、具体的には、本件建物の外装の下部をガラスとし、上部に同じ形状及びサイズの白色の組亀甲柄を等間隔で同一方向に配置、配列することとすること、ピッチを「@=500mm」、巾を「=150mm」、向きを鉛直、隙間を「△辺=200mm」とする格子が記載されているが、これらは、建築主にわかりやすくイメージをつかんでもらうために実際の寸法よりも大きく記載されたものであり、この他に、実際建築に用いられる外装スクリーンの寸法や、格子のピッチ、密度、隙間、幅、厚さ、断面形状、表面処理に関する具体的な記載はない。
- 原告代表者は、同年9月6日、乙に対し、原告設計資料及び原告模型に基づき、組亀甲柄を立体形状とし、アルミキャストを素材とする外装スクリーンの提案をした(以上につき、甲22、26、乙2、原告代表者)。

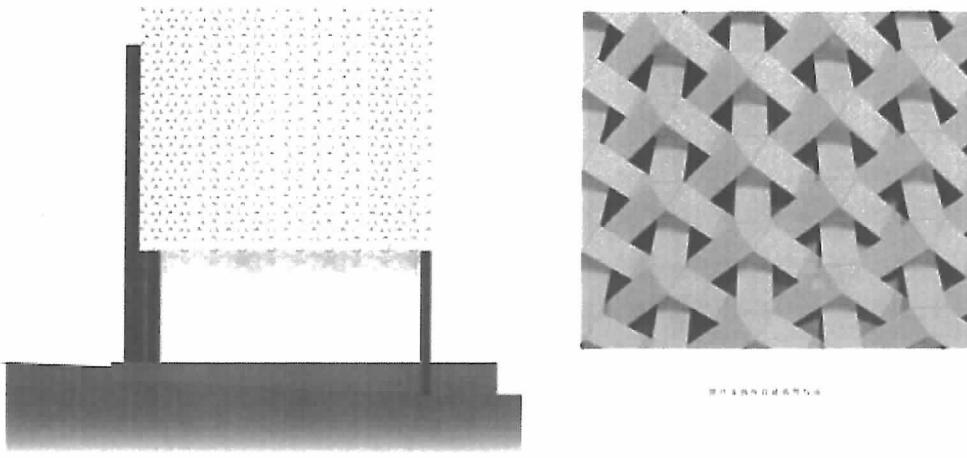
## H25/09/13 エーエイチアイ、原告、竹中工務店打合せ

- 丙は、平成25年9月13日、エーエイチアイの事務所で乙と打合せをし、原告代表者も同席した。
- 丙は、同日、乙と本件建物の設計に関するプレゼンテーションの実施を予定、原告代表者が同席することは事前に聞いていなかった。丙と原告代表者は初対面であった。
- 原告代表者は、原告設計資料及び原告模型を用いて、乙に對し、自らの設計案を説明した。
- 丙は、原告代表者からの原告との共同設計の提案を受けたがこれを断り、同日付け設計資料を乙に手渡し、原告設計資料を持ち帰ることなく退席した。
- 本件打合せ後に、原告代表者と被告竹中工務店の担当者が接触したことはない。

2018/2/21 二弁例会報告

7

## 照井事務所プレゼン模型



照井事務所建築模型

# H26/10 本件建物が完成まで

- 平成25年9月18日、丙は乙から、従来どおり被告竹中工務店単独で本件建物の設計を進めてほしいが、組亀甲柄も参考とした外装スクリーンの検討を行ってほしいとの要望を受けた。
- 同年11月、丙は基本設計を終え、その後、実施設計を終えた(乙21、証人丙)。  
基本設計では、従来から検討していた2層2方向の立体格子構造の編込み様のデザイン等に加えて、組亀甲柄のもつ2層3方向の幾何学構造に着目した編込み様のデザインを内容とする案も含めた複数の案の検討を進め、その後、組亀甲柄のもつ2層3方向の幾何学構造に着目した編込み様のデザインを内容とする案を基にした。
- エーエイチアイは、同年11月14日付けで、本件建物の「建築外観デザイン監修」を物件名とし、報酬を210万円(税込)とする原告宛の注文書を作成し、平成26年10月17日、原告名義の口座に105万円を振り込むなど、合計210万円を支払った(甲10、20、26、原告代表者)。

2018/2/21 二弁例会報告

9



株)照井信三建築研究所  
@teru282

フォローする

照井信三ファードデザインのステラマッカートニー青山。この建物の一番のデザインポイントは日本の伝統柄組亀甲を立体化したものです。プレゼン採用の模型です。

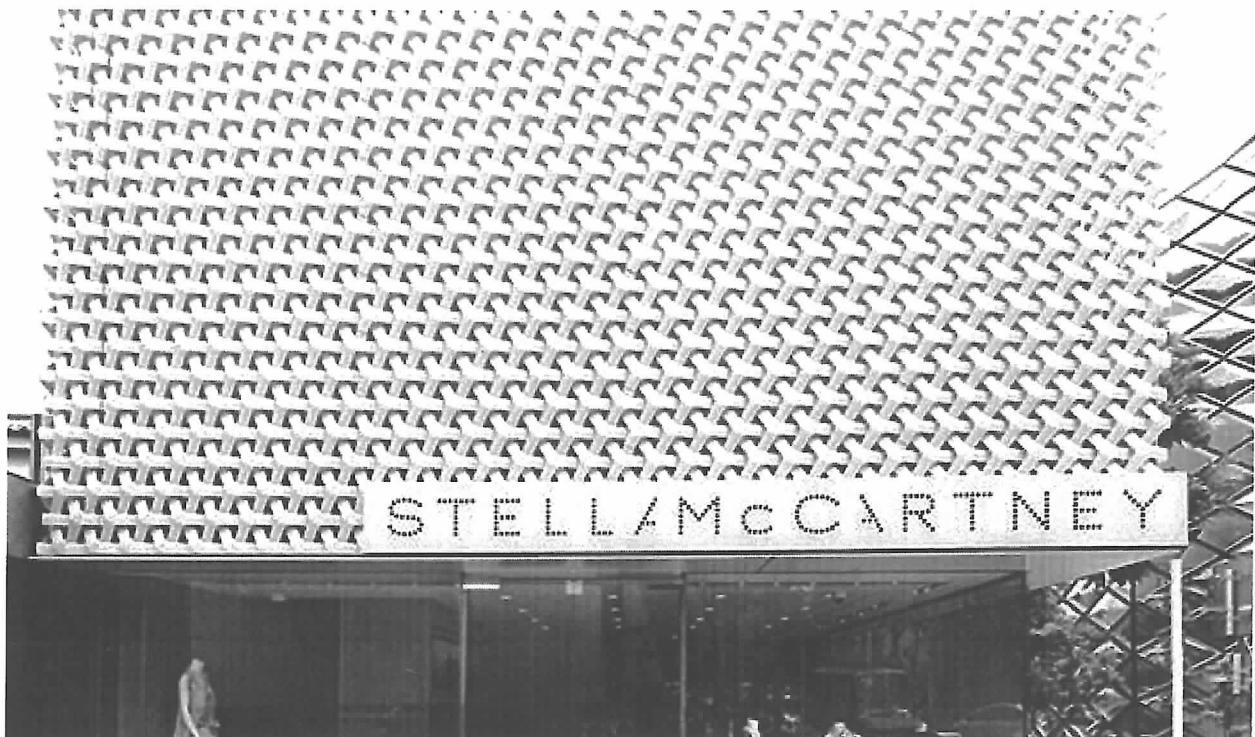
#ステラマッカートニー #照井 #竹中実施設計  
#STELLA McCARTNEY



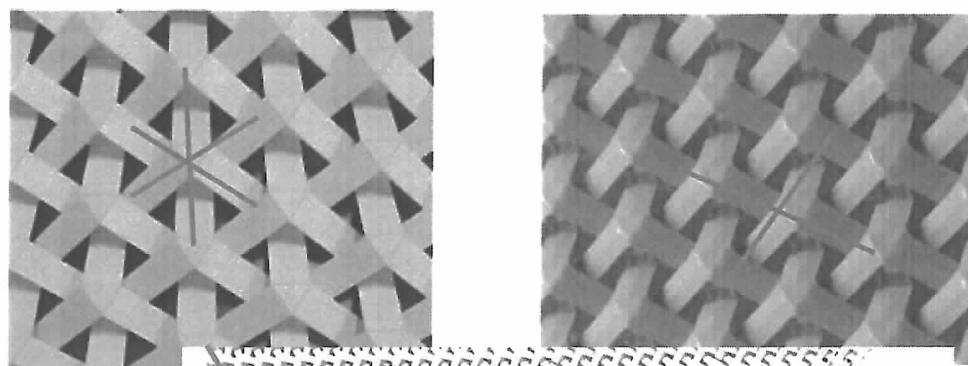
2018/2/21 二弁例会報告

10

# 何かおかしい



実物との比較  
全面が組亀甲柄ではなく角度も異なる



# 組亀甲柄のもつ2層3方向の幾何学構造に着目した編込み様のデザイン

- 原告設計資料・模型と完成後の本件建物は
  - 外装スクリーンの上部部分に2層3方向の立体格子構造が採用されている点は共通
  - 立体格子の柄、向き、ピッチ、幅、隙間、方向が相違
    - 原告設計資料等
      - 本件建物の上部に白色の組亀甲柄を等間隔で同一方向に配置配列すること
      - ピッチ「@ $\approx 500\text{mm}$ 」・巾「 $\approx 150\text{mm}$ 」・向き鉛直、隙間「△辺 $\approx 200\text{mm}$ 」
    - 本件建物アルミキャストを素材とする白色の三次元曲面による2層3方向の立体格子構造
      - ピッチ「@ $250\text{mm}$ 」・巾「 $90\text{mm}$ 」・向き斜光・隙間「△辺 $94\text{mm}$ 」

## 著作物の意義

著作権法は、著作物の対象である著作物の意義について、「思想又は感情を創意的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」(同法2条1項1号)と定義

- (1) 当該作品等に思想又は感情が創意的に表現されている場合  
→当該作品等は著作物に該当するものとして同法による保護の対象。
- (2) 思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の創意性がないもの  
→著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならないものと解される。

当該作品等が創意的に表現されたものであるためには、作成者の何らかの個性が表現として表れていることを要し、表現が平凡かつありふれたものである場合には、作成者の個性が表現されたものとはいえず、創意的な表現ということはできない。

# 1 原告が共同著作者であるか

## ア 原告代表者の創作的関与

- 原告設計資料及び原告模型に基づく原告代表者の提案は、被告竹中工務店設計資料を前提として、その外装スクリーンの上部部分に、白色の同一形状の立体的な組亀甲柄を等間隔で同一方向に配置、配列するとのアイデアを提供したものにすぎないといるべきであり、仮に、表現であるとしても、その表現はありふれた表現の域を出るものとはいえない、要するに、建築の著作物に必要な創作性の程度に係る見解の如何にかかわらず、創作的な表現であると認めることはできない。  
更に付言すると、原告代表者の上記提案は、実際建築される建物に用いられる組亀甲柄の具体的な配置や配列は示されていないから、観念的な建築物が現されていると認めるに足りる程度の表現であるともいえない。  
→原告代表者の共同著作者としての創作的関与を否定。

## 原告主張の排斥

- 原告は、原告設計資料及び原告模型に基づく原告代表者の上記提案は、建物の外観に用いられることが多い組亀甲柄を選択し、組亀甲柄を用いるというアイデアから想定される複数の表現から特定の表現を選択して決定するものであることや、組亀甲柄部分の光の表現についても具体的に決定されているものであることをもって、創作的な表現である旨主張する。
- しかしながら、組亀甲柄は、建築物の図案集にも掲載され、実際に建築物に用いられている例が複数存在する→建物の外観に組亀甲柄を用いること自体がありふれていないということはできない。
- また、原告設計資料及び原告模型に基づく原告代表者の提案は、組亀甲柄の大まかな色、形状、配置、配列が決定されているにすぎず、一般的な組亀甲柄として紹介されている例と比較しても、個性的な発露があると認めるに足りる程度の創作性のある表現であるということはできない。
- さらに、原告の主張する光の表現は、具体的に明らかではなく、この点をもって創作性を認めることはできない。

## 1 原告が共同著作者であるか イ 「共同して創作した」といえるか

- 仮に、本件建物の外観設計における原告代表者の創  
作的関与の有無の点を措いても、被告竹中工務店の  
設計担当者は本件打合せで原告代表者から原告設  
計資料及び原告模型に基づく提案内容の説明を聞い  
たことはあるものの、原告との共同設計の提案を断り、  
その後、原告代表者と接触ないし協議したことはない。
- 原告代表者と被告竹中工務店の設計思想は異なる。
- 建物の外観における表現上の重要な部分(本質特徴)  
に措いて多くの相違点有り。
- 原告と被告竹中工務店の間に共同創作の意思や事  
実があったとは認められず、両者が本件建物の外観  
設計を「共同して創作」したと認めるることはできない。

## 2 原告が原著作者であるか

- 原著作物性について  
原告設計資料及び原告模型に基づく原告代表者の提案は創作  
的な表現であるとはいえないから、これに著作物性を認めること  
はできない(建物の著作物性を認めることもできない。)。
- 被告竹中工務店による翻案について  
仮に、原告設計資料及び原告模型に係る原告代表者の提案につ  
いての著作物性の有無の点を措いても、原告設計資料及び原告  
模型と本件建物とは、その表現上の重要な部分において多くの相  
違点があり、本件建物から原告設計資料及び原告模型におけ  
る表現上の本質的特徴を得ることはできない。  
したがって、被告竹中工務店が原告設計資料及び原告模型に係  
る原告代表者の提案を翻案して本件建物の設計を完了したとか、  
本件建物が上記提案の二次的著作物に当たるとは認められない。

# 控訴審書誌事項

- 裁判所 知財高裁第3部 鶴岡・寺田・大西
- 結論 控訴棄却
- 事実関係 変更なし(但し「これらの数値はいずれも推定によるものであり、図面上は一切特定されていない。」を追加。その他誤記・控訴審対応の補正あり)
- 控訴人主張  
「控訴人外観設計(外装スクリーン部分に限られない。以下同じ。)は、控訴人設計資料により平面上で具体的に表現され、かつ、控訴人模型により立体物として具体的に表現されており、二次元での平面表現としても、当該平面及び模型から観念される立体表現としても、単なるアイデアではなく、具体的な表現である。」
- そして、控訴人外観設計は、具体的な立体形状の組亀甲柄を建築物の外観に適用したことその他の多くの点(本質的特徴部分)において、表現上の個性が發揮されているから、創作性を有するものであり、表現としてありふれているとはいえない。

## 裁判所判断 原審をほぼ完全に引用して付加判断

- 控訴人設計資料は外装スクリーン部分以外は全て被控訴人竹中工務店作成に係る資料を流用を自認→外装スクリーンを除くその余の部分→控訴人代表者の創意的関与を認める余地なし
- 控訴人代表者の上記提案が「実際建築される建物に用いられる組亀甲柄より大きいイメージ」として作成→格子の大きさ一つとっても、その大きさ次第で外観デザインが変わり得る→控訴人設計資料及び控訴人模型をもってしては、いまだ「視覚的に、一般人にとって看取可能な形で図面上表現されていた」といえない。
- 控訴人代表者の提案と現実に完成した本件建物の外観→2層3方向の連續的な立体格子構造(組亀甲柄)が採用されている点と、せいぜい色(白色)が共通するのみ
- 少なくとも立体格子の柄や向き、ピッチ、幅、隙間、方向が相違することは原判決が認定するとおり
- 実際に本件建物の外観を撮影した写真と控訴人設計資料及び控訴人模型とを見比べてみても①個々の格子を意識させるものであるかどうか②編み込み模様の編み目の向きの点において大きく異なっており、全体としての表現や見る者に与える印象が全く異なる
- 同じ組亀甲柄を採用したデザインでも、上記の諸要素等の違い(格子自体のデザインはもちろん、その大きさや配置、組み合わせ方等の違い)により、様々な表現があり得ることは明らか
- 結論  
外装スクリーン部分に関し本件建物外観と控訴人代表者の提案とで共通するのは、ほぼ2層3方向の連續的な立体格子構造(組亀甲柄)を採用した点に尽きるのであって、それ自体はアイデアにすぎない